



# 一般社団法人 よりそいネットおおさか 会費規定

## (総則)

- 第1条 一般社団法人よりそいネットおおさかの社員の定款第7条の規程に基づく、会費に冠する必要な事項を定めるものとする。
- 2 本規程の変更は、社員総会の議決を得て行うものとする。
  - 3 本規程は、一般社団法人の会費に関する事項であって、本規程に定めのない事項及び本規程の実施に関して必要な事項は、代表理事が定めるものとする。

## (会費の額)

第2条 会費の額は、次の通り定めるものとする。

法人社員 10,000円/口

個人社員 2,000円/口

- 2 社員は、2口以上の会費を支払うことができる。

## (会費の納入方法)

第3条 一般社団法人への加盟届が承認された時、または一般社団法人からの請求書を受領後、速やかに前条に定められた金額を一般社団指定の金融機関に振り込むか、または現金により支払うこととする。

## (会費の返還)

第4条 一般社団法人は納入された会費は返還しないものとする。

## 附 則

本規程は、平成30年5月15日から実施する。

一般社団法人よりそいネットおおさか  
代表理事 梶本 徳彦